

令和2年8月25日

「一宮市保育所等施設総合管理計画」に基づく当面の施設整備方針

こども部保育課

一宮市では、公立保育園施設の老朽化、子ども人口の減少などの課題に総合的に対応するため、平成31年（2019年）3月に、「一宮市保育所等施設総合管理計画」（以下「保育所総合管理計画」という。）を策定いたしました。

保育所総合管理計画には、市内を12の地域（ブロック）に分け、各ブロックには、地域子育て支援の中心機能を担う「ブロック支援園」を置き、その他の保育園は民間移管も視野に入れた施設保全を進めることを定めています。

また、令和元年（2019年）9月には、民間移管を行う場合の具体的基準として「一宮市保育所の民間移管実施基準」（以下「実施基準」という。）を制定いたしました。

保育所総合管理計画は、2058年度までを視野に入れた計画であり、公立保育園の施設整備については、既存施設の耐久性と財源の確保を考慮しつつ、長期間にかけて段階的に進めていく必要があります。

このようなことから、まず、1園で民間移管による施設整備を先行して実施するとともに、同一ブロック内のブロック支援園を選定して、その後の状況を検証したうえで、公立保育園全体の施設整備を進めていきます。この、当面の方針として『「一宮市保育所等施設総合管理計画」に基づく当面の施設整備方針』（以下「整備方針」という。）を制定し、施設整備に着手します。

1 民間移管対象園およびブロック支援園の選定

「民間移管対象園」と「ブロック支援園」のおおまかな考え方は、実施基準で示しています。

（1）民間移管対象園

定員150人未満で、建替えまたは大規模改修の必要な園（実施基準）

民間移管を検討する園 （平成31年4月1日現在） ※園名右の（ ）は、各施設の最も大きい園舎または保育室の建築年度	【鉄筋造】 浅井（S54）、北方西（S51） 【鉄骨造】 大和北（S43） 【木造】 黒田北（S48）、玉ノ井（S44） 里小牧（S54）、黒田西（S44）
---	---

- ①建物の耐久性と財源の確保を考慮し、民間移管による施設整備として木造の園舎の建替えを優先して進めます。
- ②着実に施設整備を進めるため、上記の木造4園について、実施基準で定める一宮市内の公募対象となる民間事業者に意向を確認し、意向が示された園の中で建築年度や建物の老朽化等を考慮して、民間移管として公募する園を1園選定します。

<実施基準で定める公募対象となる民間事業者>

- ・「児童福祉法」に定める認可保育所を設置及び経営している法人格を持つ者
- ・「学校教育法」に定める幼稚園を設置及び経営している法人格を持つ者（「就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律」に定める幼保連携型認定こども園を運営している法人も含む）

(2) ブロック支援園

ブロック支援園は、ブロック内の教育・保育施設の質の向上と子育て家庭への支援に取り組む中で、民間移管対象園における円滑な移行に向けて、公立保育園と民間事業者との間での引継ぎや共同保育等の支援を行います。

実施基準では、定員 150 人以上の園をブロック支援園の候補としています。上記木造の 4 園については、いずれも「北方町、木曾川町」地域（北 2 ブロック）に所在する園であり、北 2 ブロックにおける定員 150 人以上の 3 園（神明、門間、外割田）の中から、次の理由により「外割田保育園」を整備方針におけるブロック支援園に選定します。

[理由]

ブロックの中心に位置し、定員規模が最も大きく他の公立園の指導的役割を果たす中核的な園である。また、築年数の古い木造の園舎で、建替え対象である。

(3) その他

この整備方針では、1 か所の民間移管対象園と 1 か所の「ブロック支援園」を選定し、施設整備を進める目的であることから、市内の公立保育園の最終的な施設整備の方針を定めるものではありません。

2 実施予定時期

(1) 民間事業者による運営開始および施設整備

① 運営開始：令和 6 年 4 月 1 日

現園舎にて民間事業者による運営を開始する。

② 園舎の建替え

民間移管後できるだけ早い時期に民間事業者により建替えに着手する。

(2) ブロック支援園 [外割田保育園]

① 機能開始：令和 4 年度（予定）

民間移管対象園における円滑な移行に向けて、公立保育園と民間事業者との間での引継ぎや共同保育等の支援を行う。

② 園舎の建替え：令和 7 年～8 年に着手（予定）

民間移管対象園の民間移管後に建替えに着手する。